



平成 29 年 8 月 31 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ハ ウ ス ド ウ

代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 CEO 安 藤 正 弘

(コード番号：3457)

問 合 せ 先 常 務 取 締 役 CFO 浅 田 浩

(TEL. 075-229-3200)

**監査等委員会設置会社への移行、定款の一部変更、
ストックオプション（新株予約権）の付与及び剰余金の配当に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社に移行する方針を決定し、定款の一部変更並びに会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役（代表取締役及び社外取締役を除く。以下同じ。）及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することの承認を求める議案並びに平成29年6月30日を基準日とする剰余金の配当を行うことを、平成29年9月26日開催予定の第9期定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の理由

取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスのより一層の充実と経営のさらなる効率化を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたします。

(2) 移行の時期

平成 29 年 9 月 26 日開催予定の第 9 期定時株主総会において、移行に必要な定款変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更について

(1) 定款の変更理由

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ② その他、条文の新設や削除に伴い、必要となる条数の変更をおこなうものであります。

(2) 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. <u>監査役</u>3. <u>監査役会</u>4. 会計監査人	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. <u>監査等委員会</u> <p>(削除)</p> <ol style="list-style-type: none">3. 会計監査人
<p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、9名以内とする。</p>	<p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、9名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>
<p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p>
<p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(任期)</p> <p>第21条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員</u></p>

<p>(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催</p>	<p>である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力)</p> <p>第 22 条 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 23 条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 24 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することがで</p>
---	---

<p>することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2 当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 27 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>きる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p><u>重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第 27 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
--	--

<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 31 条 (現行どおり)</p>
<p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(員数)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 30 条 当社の監査役は、4 名以内とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(選任方法)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(任期)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(補欠監査役の選任に係る決議の効力)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 33 条 補欠監査役の選任に係る決議の効力</p>	<p>(削 除)</p>

<p><u>は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u> <u>第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> <u>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u> <u>第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u> <u>第38条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u> <u>第39条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)

<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第 40 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において、免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p><u>第 5 章 監査等委員会</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p><u>第 33 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p><u>第 34 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>
--	--

<p>(新 設)</p> <p>第 41 条～46 条 (条文省略)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第 35 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第 36 条～第 41 条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>附 則</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 1 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、第 9 期定時株主総会終結前の行為に関する同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において、免除することができる。</u></p>

3. ストックオプションの付与について

(1) 特に有利な条件による発行を必要とする理由

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を喚起し、当社グループ全体の結束力を高めるとともに企業価値の増大、優秀な人材の流出防止を図るため、当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して、金銭の払込を要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

(2) 新株予約権の発行要領

① 新株予約権の総数

500 個を上限とする。このうち、後記⑤に定める第 4 回新株予約権を 250 個、第 5 回新株予約権を 250 個とする。

(新株予約権 1 個につき普通株式 100 株、ただし、後記②に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

② 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式 50,000 株を上限とする。このうち、後記⑤に定める第 4 回新株予約権を 25,000 株、第 5 回新株予約権を 250,000 株とする。

また、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数

については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

③ 新株予約権と引換えに金銭を払込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式普通取引の終値の平均値に1.025を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、その金額が、割当日の東京証券取引所における当社普通株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近の終値。）を下回る場合は当該終値を行使価額とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

⑤ 新株予約権の行使期間

・第4回新株予約権 付与決議日より3年を経過した日から、当該付与決議の日後6年以内

・第5回新株予約権 付与決議日より5年を経過した日から、当該付与決議の日後8年以内

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

各新株予約権の行使により株式を発行する場合においては、払込にかかる額の2分の1を資本金に計上し（計算の結果生じる1株未満の端数は、これを切り上げた額を資本金に計上する。）、その余りを資本準備金として計上する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権の取得事由

イ. 当社株主総会及び取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は無償で各新株予約権を取得することができる。

ロ. 当社は、新株予約権者が⑩に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。

⑨ 新株予約権の行使により発生する端数の処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑩ 新株予約権の行使の条件

イ. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。

ロ. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

ハ. その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

⑪ その他の事項

新株予約権に関するその他の事項については取締役会決議により決定する。

4. 剰余金の配当について

(1) 配当の内容

	決定額	直近の配当予想 (平成29年6月12日公表)	前期実績 (平成28年6月期)
基準日	平成29年6月30日	平成29年6月30日	平成28年6月30日
1株当たり配当金	20円00銭 (普通配当17円00銭) (記念配当3円00銭)	20円00銭 (普通配当17円00銭) (記念配当3円00銭)	16円00銭
配当金の総額	169百万円	—	135百万円
効力発生日	平成29年9月27日	—	平成28年9月28日
配当原資	利益剰余金	—	利益剰余金

(2) 理由

当社は、利益配当につきましては経営上の重要施策の一つとして認識し、収益状況、内部留保の充実、今後の事業展開などを総合的かつ長期的に勘案した上で、株主の皆様へ継続的かつ安定的に配当することを基本方針としております。このような基本方針に基づき、当期

の期末普通配当を 17 円とし、東京証券取引所市場第一部へ市場変更したことを記念し、株主の皆様への感謝の意を込め、記念配当 3 円を加えた合計 20 円とすることといたしました。

以 上